

—令和5年度 大木中学校生活のきまりー

進路実現に向けて、きちんとした生活・身なりを心がける

1、服装・身なりについて

制服

〈標準型学生服〉

- (1) 大木中学校規定に沿う校章マークを左腕に付ける。
- (2) 制服の中は白色のカッターシャツ・学校指定のニットシャツ・学校指定のポロシャツを着用する。学校指定の白色のTシャツ、白・黒・紺・灰の派手でない単色のトランナー、セーター（※ワンポイント可）を着用してもよい。

〈標準型セーラー服〉

- (1) 大木中学校規定に沿う校章マークを左腕に付ける。
- (2) スカーフのリボン部分の長さは、片側が握り拳1つ分（約7cm以上）とする。
- (3) 制服の中は白色のカッターシャツ・学校指定のニットシャツ・学校指定のポロシャツを着用する。学校指定の白色のTシャツ、白・黒・紺・灰の派手でない単色のトランナー、セーター（※ワンポイント可）を着用してもよい。

〈学校指定のブレザースタイル〉

- (1) 大木中学校規定に沿うエンブレムを左胸に付ける。
- (2) ネクタイ、リボンは自由。
- (3) 制服の中は白色のカッターシャツ・学校指定のニットシャツ・学校指定のポロシャツを着用する。【セーターなどは検討中】

〈制服共通〉

- (1) 名札を左胸に安全ピンを通してつける。
- (2) 学生服・セーラー服・ブレザーを脱いだ時は、白のカッターシャツ・学校指定のニットシャツ・学校指定のポロシャツを着用する。
- (3) シャツの下に着用するインナーは、白色のTシャツとする。（体育で使用する学校指定の白色のTシャツを含む）
- (4) ベルトは黒・紺・茶など派手でないものとする。金属部が多いようなものは禁止。
- (5) ズボンを下げてはかない。
- (6) スカートの長さは、ひざが隠れること。
- (7) 服装の変形は禁止とする。

その他の服装

- (1) くつ下は、華美でない色で膝下までの長さとする。（※くるぶしソックスも可）
※キャラクターや全面にデザインがあるものは禁止。ワンポイントやライン可。
※ルーズソックス、膝上のハイソックスはさけのこと。※折り曲げてはかない。
- (2) 靴は運動靴とする。
【運動靴の定義】
 - ①靴底がランニングシューズタイプのものとする。
 - ②サンダル、厚底、ブーツ、靴底が平らなもの（テニスシューズやバスケットシューズのような靴底）は禁止。
- (3) 防寒具として学校指定のウインドブレーカーや手袋、マフラーを着用してもよい。ただし、教室内での着用は原則禁止とする。
- (4) 冬季の防寒用のためタイツの着用を認める。色は黒・紺・ベージュとする。柄・模様のない無地のものに限り認める。（※形状：タイツ・レギンス・トレンカ）
- (5) アクセサリー、ミサンガなどの装飾品は身につけない。

頭髪等

- (1) 清潔な髪型とする。
- (2) 前髪は目にかかるないようにする。

- (3) 髪を結ぶ時は、ヘルメットが必ずかぶれるようにする。
- (4) 髪が肩にかかる場合、給食（配膳係）体育、先生の指示があった時は、すぐに結べるように準備しておく。
- (5) ゴムひも、ヘアピンは飾りのないもので、色は黒、紺、茶とする。
- (6) 頭髪の加工（パーマ、染髪、脱色など）は禁止とする。特異な髪型は禁止とする。
- (7) 整髪料、香水などは禁止とする。
- (8) 眉毛の変形や、化粧は禁止とする。

☆入学式・卒業式、クラス写真、合唱コンクールの日は正装とする。
正装とは以下の条件を指す。

- ①学生服・セーラー服・ブレザーを着用する。
- ②カッターシャツ・ニットシャツを着用する。
- ③黒色か白色の靴下を着用する。
- ④髪が肩にかかる場合は結ぶ。

上履き、体育館シューズ、カバン

- (1) 上履き、体育館シューズは、学校指定のものとし、不要な落書きをしない。
- (2) 通学カバンは、学校指定のものを使用し、不要な落書きをしない。
※自分のカバンを見分けるためにつける装飾品は1つまでとする。
※大木中バッグは、肩からかけるか手で持つように使用する。（背負わない）

2、学校生活について

- (1) 登下校は、制服または学校指定の体操服とする。下校後の再登校時も同様。
※安全に気をつけ、交通ルール・交通マナーを守る。
※決められた通学路を通る。
※登校下校中に寄り道、買い物をしない。
- (2) 授業は制服で受ける。（忘れた場合は家庭連絡し、届けてもらうか貸し出しをする）
※朝・帰りの学活時は原則制服。（1限目が体育、清掃活動後などは体操服可）
※ウインドブレーカーは教室内では着用しない。
- (3) 忘れ物について。
※原則、忘れ物は家に取りに帰らない。（必要な場合は家庭に連絡し、届けてもらう）
※原則、生徒間での貸し借りは禁止とする。
※服装類の忘れ物（くつ下・スカーフ）に関しては、一部、学校で貸し出し用を借りることができる。（数に限りがある）
- (4) 不要物は持ってこない。
※学習や部活動で必要な物以外の不要物を学校に持ってこないこと。
※不要物を持ち込んだ場合は担任、生指が預かる。返却については原則保護者とする。
※必要があり携帯電話等を持ってくる場合は、事前に保護者が学校に連絡をする。登校後は職員室に預けに来る。使用は先生が見ている場所でのみ認める。
※生徒同士の金品の貸し借り、物品の売り買いは禁止する。
※バレンタインデー、ホワイトデー・お土産などの飲食物、プレゼントなどの受け渡し、および飲食は禁止する。
- (5) 保健室の利用について
※授業担当者、学年に申し出てから、職員室にくる。その後、職員・養護教諭にかかり、体温を測るなどの処置をしてもらう。体調が悪く、授業を受けられないようであれば、保健室で静かに休むこと。（原則1時限）なお、休んでも回復が見られない場合や、回復の見込みがない場合は保護者に連絡し、迎えを呼ぶ。生徒が自力で帰宅できる場合は、家に着いたら必ず学校に連絡するように生徒に伝えて帰宅させること。（保護者に連絡する場合は、家庭環境調査に書いてある緊急連絡先にかける。職場などにもかけ、連絡がつくようにする。）
※体調がよくなり授業にもどった場合は、放課後の部活動は参加せずに、家で休んで体調を整える。活動中にまた体調が悪くなることもあるため翌日しっかり登校できることを優先する。

(6) その他

- ※生徒は職員室への入室はできない。入り口で先生を呼び、用件を伝える。
- ※他学年の棟や他クラスの教室等へは入らない。
- ※放課後、用のない生徒はすぐに帰る。
- ※部活動等のない生徒の完全下校は帰りの会終了20分後とする。
- ※水筒（お茶・水・スポーツドリンク）は、ペットボトルでもよい。ただし、ペットボトルは学校で処分せず、持ち帰る。
- ※リップクリーム・日焼け止めなどは、薬用、透明、無臭のものとする。
- ※医師に処方を受けた薬用トローチなどは、必要であれば、事前に申し出て、原則、保健室でとる。

3、自転車通学について

- (1) 自転車通学時にはヘルメットを着用する。
- (2) 通学用自転車は、学習用具などを安全に運ぶために荷台およびカゴを付ける。
- (3) 通学カバンは荷台にくくりつけること。サブバックなど軽いものについては、前のかごに入れてもよい。
- (4) 前照燈および反射板などをつける。
- (5) 故意にハンドルなどを改造しない。
- (6) 違反があった場合は、規定による罰則がある。

4、始業・欠席・遅刻・早退の連絡について

- (1) 8時30分までに制服に着がえ、カバンをロッカーに入れて着席しておくこと。
※1限目が体操服で受ける授業のときは体操服でもよい。
- (2) 欠席・遅刻・早退などの連絡は、保護者が8時30分までに欠席連絡（Google フォームか電話）をしてください。
- (3) 8時45分以降に遅刻してきた生徒は必ず職員室によって遅れてきたことを伝える。
- (4) 一度登校したら、許可なしに外出したり、下校したりできない。
- (5) 早退の場合は、帰宅したら学校に連絡をする。

5、校外生活について

- (1) 外出の際は行き先、時間、同伴者、目的などを家人にはっきりと告げておく。
- (2) 自転車に乗るときは安全のため、できる限りヘルメットを着用する。
- (3) 他校への訪問は禁止する。（小学校も含む）
- (4) 以下の4点は、市内統一の規定である。
 - ①カラオケボックス、ゲームセンターへは、生徒同士の立ち入りは禁止する。
 - ②午後10時以降の外出および外泊は禁止する。
 - ③道路での球戯やスケートボード等の遊びは禁止する。
 - ④危険ながん具類（エアガン等）による遊びは禁止する。